

電気設備の技術基準の解釈の廃止及び制定について

平成25年3月14日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯及び概要

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課は、電気設備の技術基準の解釈(平成9年5月制定、平成24年7月2日最終改正)を廃止し、「電気設備の技術基準の解釈」(以下、「電技解釈」という。)を商務流通保安グループの文書として新たに制定しました。

また、電技解釈の制定にあわせ、平成24年12月に開催された産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会(第一回)の検討結果の報告を踏まえ、太陽電池発電設備に関する規定を一部変更します。

2. 変更概要(電技解釈第16条)

太陽電池モジュールの絶縁性能確認について、小出力発電設備の場合は、電技解釈第16条第5項第二号の規定を適用することができた。今回、小出力発電設備だけではなく、使用電圧が低圧の太陽電池モジュールについても、電技解釈第16条第5項第二号の規定を適用可能とする。

また、太陽電池モジュールに接続される逆変換装置(いわゆるパワーコンディショナー)の絶縁性能確認について、電技解釈第16条第6項第一号の規定が適用されていた。今回、電技解釈第16条第6項第五号を追加し、同条同項第一号の規定だけではなく、JEC-2470(2005)による絶縁耐力試験及び常規対地電圧の印加試験による確認方法も追加した。